

医療制度改革の地域への影響

- 医療制度改革の中で保健所は何ができるのか -

山口県宇部環境保健所 岡 紳爾

(1) 医療制度改革の潮流の中で

本年の6月に医療制度改革法が成立し、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を目指して制度そのものの大きな変革が始まっています。

そうした中、保健医療分野で一定の役割を果たしてきた保健所としても無関係であることはあり得ず、その変革を通じて重要な役割を担っていくべきであると考えます。そこで、医療制度改革の中から、今後保健所として、取り組むべき内容について考えてみたいと思います。

(2) 保健所として注目すべきもの

医療制度改革の各種項目の中で、これまでの保健所の実績や機能から考えて重要なものとして、以下の5点を挙げてみたいと思います。

都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の創設などの情報提供の推進

医療計画制度の見直し等（医療機能情報の提供・医療連携体制の構築）

医療安全の確保（医療安全支援センターの制度化等）

医療費適正化の推進：保険者に対する一定の予防検診の義務づけ

医療費適正化の推進：介護療養型医療施設の廃止

こうした項目についての保健所長間での意見交換の際、時として予防検診に関心が集まる傾向もみられますが、やはり、「所長が医師である点」、「保健所が実施主体」といった観点から考えると、医療に関連する項目の優先度が高くなってくると思います。

(3) 注目すべきは医療への関与

前述の5項目のうち、医療体制に直接関係する内容として 情報提供の推進、医療計画、医療安全を上げることができます。これらに共通する機能として求められるのは大きく分けると「医療関連情報の収集提供」「医療連携体制構築の調整」「医療における相談苦情対応」となります。

こうした機能は、これまで、圏域版医療計画策定、医療法等医療関連法所管、立入検査による医療機能の把握などを通じて、程度の差こそあれ保健所が培ってきたものです。だからこそ、上記の～の項目は保健所が担うべきと想定されるのではないのでしょうか。同時に、医療制度改革を推進する過程に置いて、前述の機能はさらに発展強化されるべきものであると考えます。特に「医療連携体制構築の調整」機能については、医療機能情報を把握し、情報提供をするだけでなく、その情報を活用して、適切な医療サービスが切れ目なく提供されるよう医療機能の連携を図っていくということで、他の機関では持ち得ないもっとも重要な機能ではないのでしょうか。

(4) 医療制度改革のとらえ方

医療制度改革に求められる役割とそこで必要な機能は、前述のようにこれまで保健所が培い、取り組んできたものの延長線上にあり、その意味で、このたびの医療制度改革は保健所の取り組みに対する後ろ盾ができたとみることも出来ます。

ただ、ここで少し考え方を考えていかなければいけないことがあります。というのも、これらの役割を担い、機能を有する組織（機関）について、国の検討会等で出された報告書を見ると、医療計画においては「医療計画の在り方に関する検討会：中間まとめ」において「中心となって医療連携体制の構築に向けて調整する組織」という名称で、医療安全については「今後の医療安全対策について：報告書」において「医療安全支援センター」と

して記載されており、当然保健所の役割であったものに「保健所」という記述がみられなくなっているのです。

このような最近の国の傾向を踏まえ、今後保健所としては制度の中に組み込まれるのを待っているのではなく、「ここまで出来る、出来ている」「こうした事例がある」という、事実によって存在を示していくことが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。